

京都市告示第 5 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 24 年 4 月 4 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類 市 道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
大枝経101号 線	西京区大枝北沓掛町七丁目15番地の1 地先から 同町14番地の12地先まで	旧	メートル 21.20	メートル 16.00 ~ 16.03
		新	21.20	16.02 ~ 16.03
	西京区大枝北沓掛町七丁目7番地の17 地先内	旧	5.80	16.05
		新	5.80	16.05
	西京区大枝北沓掛町七丁目7番地の3 地先から 同町5番地の6地先まで	旧	59.20	16.00 ~ 16.01
		新	59.20	16.00 ~ 16.01
	西京区大枝北沓掛町七丁目5番地の1 地先から 同町1番地の8地先まで	旧	25.20	16.01
		新	25.20	16.00 ~ 16.01

(建設局土木管理部道路明示課)